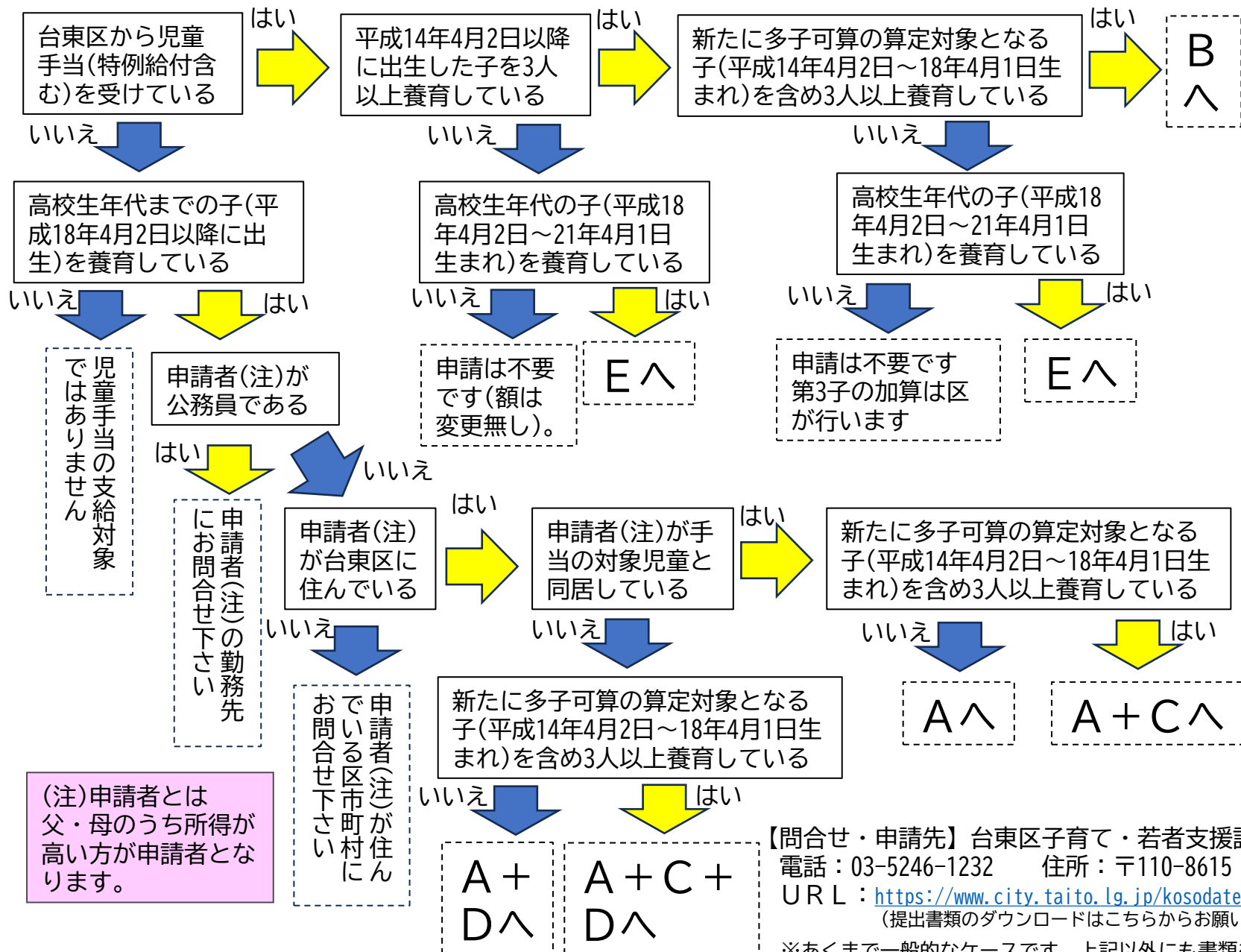


児童手当の制度改正にかかる申請フローチャート



(注)申請者とは父・母のうち所得が高い方が申請者となります。

【Aの方】
「新規申請・額改定申請書」の提出が必要です(7月末時点での対象者には8月下旬に申請書をお送りしました)。

【Bの方】
第3子加算を受けるためには「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要です。確認書は台東区ホームページからダウンロードするか、下記問合せ先にご請求下さい。
※一部の方は「新規申請・額改定申請書」の提出が必要です(7月末時点での対象者には8月下旬に申請書をお送りしました)。

【Cの方】
第3子加算を受けるためには「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要です。確認書は台東区ホームページからダウンロードするか、下記問合せ先にご請求下さい。

【Dの方】
「別居監護申立書」の提出が必要です。「別居監護申立書」は台東区ホームページからダウンロードするか、下記問合せ先にご請求下さい。

【Eの方】
基本的に申請は不要です。高校生年代の加算や第3子分の加算は区が行います。
※一部の方は「新規申請・額改定申請書」の提出が必要です(7月末時点での対象者には8月下旬に申請書をお送りしました)。

【問合せ・申請先】台東区子育て・若者支援課給付担当
電話：03-5246-1232 住所：〒110-8615 台東区東上野4-5-6
URL：https://www.city.taito.lg.jp/kosodatekyouiku/kosodate/mokutei/teate_josei/teate/jidouteate.html
(提出書類のダウンロードはこちらからお願いします)

※あくまで一般的なケースです。上記以外にも書類をご提出いただく場合もありますので、ご了承ください。